



環境インフォメーション

Information on environment

店舗回収モデル事業にご協力ください

市では、プラスチック製容器包装類のリサイクル推進のため、平成15年から市内スーパーなど（一部の店舗）のご協力により「店舗回収モデル事業」として、卵・とうふパック・色付きトレイなどのプラスチック製容器を店舗回収し、リサイクルしています。
指定容器は、分別のうえ店舗の回収ボックスに出していただくようご協力をお願いします。

店舗回収モデル事業の流れ



回収ボックスは、ごみ箱ではありません！

指定の容器以外のものや汚れた容器、空き缶・ペットボトル・生ごみなどは収集の際の分別や処理に困りますので、絶対に入れないでください！

※家庭からのプラスチック製容器包装類の排出について
基本的にはA類・B類に分けて透明ごみ袋で、各町内の「燃やせないごみの日」に指定場所へ出してください。

清掃センター搬入品のもつたいない大抽選会

清掃センターへ搬入された家具や家庭用品などを展示し、抽選でおゆずります。

とき

7月26日(日)
申し込み9時～10時・大抽選会10時30分～

ところ

市コミセン

その他のもよおし

- 生ごみリサイクル講習会
生ごみ堆肥化ばかし作りの実演を行います。
- ハイブリッドごみ収集車の展示・実演
- フリーマーケット
衣類・小物雑貨など掘り出し物がたくさん。
- マイバッグ・エコせつけん・みずきりパック
プレゼントコーナー



第35回市民大清掃

とき

8月2日(日) 午前7時30分～8時30分
(各町内会では、それぞれ決定した日時に実施します。)

ところ

- ・各町内
- ・大村公園（シーハットおおむら集合）
- ・大上戸川（福祉センター前集合）

内容

地域の公園広場、公民館周辺、道路周辺などに散乱しているごみの回収、草刈りなど

注意事項

危険な場所（交通量の多い道路、線路、踏切沿い、崖など）での実施は避けてください。
マムシ、ハチ、ハゼの木などの有害動植物には十分注意してください。



■環境保全課（内線143）

7月7日(火)～9日(木) 「ノーマイカー3days」

長崎県地球温暖化対策協議会では、県下二斉のノーマイカー運動を呼びかけています。今年度1回目のノーマイカーデー運動が7月7日～9日の3日間実施されます。期間中の少なくとも1日を、通勤などのマイカー運転を自粛する日と定めて、事業所などで実施しましょう。



地球温暖化防止の取り組みにご協力を願います。

■環境保全課(内線142)

メジロの捕獲許可・飼養登録を！

メジロの捕獲は許可が必要です。また、捕獲したメジロを飼うときには登録が必要です。

無許可で野鳥を飼うことは法律で禁止されており、違反した場合は罰せられます。

捕獲許可期間

7月1日～2月末日

※1件ごとの許可期間は10日間以内

飼養許可数

1世帯につき1羽

飼養登録手数料

3,400円

※毎年、登録の更新申請手数料の支払いが必要です

申請窓口 ■環境保全課(内線144)

ごみの野焼きは違法です

ごみの野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。野焼きは、煙や臭いで周囲に迷惑をかけるので、庭先などのごみや草木の焼却はやめましょう。

次の野焼きは例外として認められています。

- ①災害の予防、応急対応又は復旧のために必要なもの
 - ②風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの
 - ③農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの
 - ④日常生活での焚き火程度の軽微なもの
- ※右記の場合でも、時間帯や風向きなどに注意して、周囲に迷惑がからないようにしてください。

■環境保全課(内線144)

敷地内から道路にはみ出している樹木は剪定してください

道路(市道・里道)にはみ出した樹木は、歩行者や通行車両を傷つけるばかりでなく、道路標識・カーブミラー・保安灯・対向車両・歩行者が見えにくいなどとても危険です。

所有者や管理者は早めに剪定を行ってください。



■道路課(内線422)

「海の日」はごみの収集を行います

7月20日(月)祝日は「海の日」ですが、燃やせるごみの収集を行います。収集日が月曜日の地区は、当日の8時30分までにお出しください。

なお、清掃センターへの持ち込みはできません。



■清掃センター ☎543100

家庭系ごみ直接搬入処理手数料の有料化について

7月1日から家庭系ごみを直接搬入する場合はすべて「有料」となります。搬入手数料については次のとおりです。

- 50キログラム以下の場合、200円
- 50キログラムを超える場合は、超過重量50キログラムまで毎に100円を加算した額



■清掃センター ☎543100

オオキンケイギクは「特定外来生物」



日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある植物として「オオキンケイギク」は、外来生物法による「特定外来生物」に指定されています。

これ以上広げないようにするため、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが禁止されています。違反した場合は罰せられます。

特徴

- ・多年生草本
- ・高さ 30～70cm
- ・花期 5～7月頃
- ・直径 5～7cmの橙黄色の頭状花をつける

処理するときの注意

処理する場合は、根から引き抜き、種子が飛び散らないようその場で2～3日天日にさらすなど枯死させたあと、ビニール袋などに密閉して燃えるごみとして処分してください。

※詳しくは、環境省のホームページの「外来生物法」をご覧ください。
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

■環境保全課(内線144)
■九州地方環境事務所
☎096(214)03339